

今回のテーマ： 「平成 21 年度税制改正大綱 ～法人税関連～」

平成 20 年 12 月 12 日与党の税制改正大綱が発表され、焦点とされていた消費税の引上げ時期の明記は見送られました。

1. 外国子会社配当益金不算入制度

平成 21 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、間接外国税額控除制度が廃止され、外国子会社から受ける配当等の額について益金不算入とする制度が創設されます。ただし、全額が益金不算入となるのではなく、配当等に係る費用に相当する金額として配当等の額の 5%相当額を控除し、残りの 95%が益金不算入となります。

また、配当等に対して課される外国源泉税等の額は損金の額に算入されず、外国税額控除の対象にもなりません。

		借方	貸方		
		cash 80	受取配当金 100	費用相当額 5	
損金不算入 20		外国源泉税 20		益金不算入額 95	

二重課税とならないため税額控除不可

タックス・ヘイブン対策税制の見直しも行われ、特定外国子会社等から受ける配当等はこの規定により非課税とされますが、特定外国子会社等が支払う配当等の額は合算対象所得に含まれ、現行どおり配当を行っても課税の対象となります。

外国子会社

内国法人が外国法人の発行済株式等の 25%以上の株式等を、配当等の支払義務が確定する日以前 6 月以上引き続き直接に有している場合のその外国法人をいいます。

2. 中小企業対策税制

(1) 軽減税率の時限的引下げ

中小法人等 の平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度の所得金額のうち、年 800 万円以下の法人税の軽減税率が 22% 18%に引き下げられます。

(2) 欠損金の繰戻し還付の復活

中小法人等 の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができるようになります。

「中小法人等」とは、資本金の額等が 1 億円以下であるものその他一定の法人をいいます。

3. その他

・所有期間 10 年超の事業用資産の買換え特例（長期保有土地建物等の譲渡 土地建物等の取得）が 3 年間延長されます。

お見逃しなく！

政治情勢が不透明なため、国会での可決・成立までは経過を見守る必要があります。